

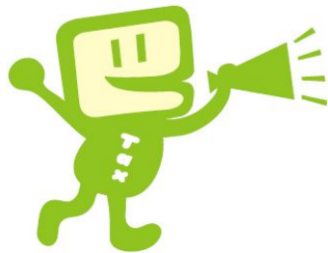
国税広報参考資料

平成31年2月用

- 所得税及び復興特別所得税の確定申告書は自分でお早めに作成を

社会保障・税番号制度<マイナンバー>

申告書や申請書等には、マイナンバーの記載が必要です！



国税庁 e-Taxキャラクター
イータ君



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

平成31年2月 国 税 広 報 参 考 資 料

所得税及び復興特別所得税の確定申告書は自分でお早めに作成を

所得税及び復興特別所得税の確定申告とは

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税等の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続です。

平成30年分の確定申告の相談及び申告書の受付は、平成31年2月18日(月)から同年3月15日(金)までです。還付申告については、平成31年2月15日(金)以前でも行えます(税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、税務署では相談及び申告書の受付を行っておりませんが、一部の税務署(確定申告会場)においては、2月24日及び3月3日の日曜日に限り、確定申告の相談及び申告書の受付を行います。)

申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成し、e-Taxによる送信、郵便や信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函が便利ですので、ご自身で作成し、できるだけお早めに提出してください。

納期限と納付方法について

所得税及び復興特別所得税の納期限は、平成31年3月15日(金)です。

以下のいずれかの方法で、納期限までに納付してください。

詳しくは、国税庁ホームページ「国税の納付手続(納期限・振替日・納付方法)」(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/index.htm>)をご確認ください。

振替納税	振替日(平成31年4月22日(月))に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。事前に預貯金残高をご確認ください。 * 振替納税をお申込みの場合は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を平成31年3月15日(金)までに提出してください。
電子納税	自宅やオフィス等からインターネット等を利用して納付できます。
クレジットカード納付	インターネットを利用して専用のWeb画面から納付できます。
QRコードによるコンビニエンスストア納付	ご自宅などで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」やコンビニ納付用QRコード作成専用画面から納付に必要な情報をQRコードとして作成(印刷)し、コンビニエンスストアで納付できます。 ※ 納付できる金額は、30万円以下となります。 ※ QRコードは、㈱デンソーウェーブの登録商標です。
窓口納付	現金に納付書を添えて、納期限(平成31年3月15日(金))までに金融機関(日本銀行蔵入代理店)又は所轄税務署で納付してください。

還付される税金がある場合の受取方法について

還付金の受取に振込みを希望する場合は、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に、振込先金融機関名、預金の種類及び口座番号(ゆうちょ銀行の貯金口座の場合は、記号番号のみ。)を正確に記載してください。

なお、振込先の預貯金口座は、申告者ご本人名義のもの(氏名みのみの口座)をご利用ください。